

消 防 危 第 6 4 号
平成17年3月30日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長

「行政手続法の施行及び運用に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」
に基づく審査基準等の設定について

行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく審査基準等の設定については、「消防法等に関する行政手続法施行上の留意事項について」（平成6年9月28日付け消防総第705号、消防予第246号、消防危第79号、消防災第211号、消防震第69号、消防特第179号。以下「指針通知」という。）等により日頃からご留意願っているところでありますが、「行政手続法の施行及び運用に関する行政評価・監視に基づく勧告」（平成16年12月）（別紙1）において指摘のあった消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）に係る申請に対する処分・不利益処分に関し下記のとおり留意事項を示すこととしました。

貴職におかれましては執務上の参考にするとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては貴都道府県内の市町村に対してこの旨周知されるようお願いいたします。

記

- 1 これまでの数年間にわたる処分の実績、本府省・法令所管庁からの運用通達等に示された判断基準、方針等、あるいは、他の同種の行政庁が同一の処分について設定している審査基準等を基に審査基準等の設定が可能とみられるにもかかわらず、「将来的に申請が見込まれるが過去に実績がなく又はまれであって設定困難」、「事案ごとに裁量が大きく設定困難」であるなどして審査基準等を設定していない事例について（法第10条第1項関係）
仮貯蔵又は仮取扱いの承認については、指針通知に基づき、審査基準を設定する必要があること。
- 2 本府省・法令所管庁から運用通達等が示されていることをもって審査基準等を設定済みであるとしている事例について（法第13条の2第5項関係）
危険物取扱者免状の返納命令（法第13条の2第5項）については、指針通知に基づき、処分基準を設定する必要があること。

以上